

宇美町 地域コミュニティ 推進計画

町民一人一人が主役! みんなでつくろう元気なコミュニティ



平成27年10月

福岡県宇美町

はじめに



宇美町は、平成 27 年 3 月に、「ひとが輝き！ 地域が輝き！！ まちが輝く!!! 元気なまちづくり」を基本理念とした「第 6 次総合計画」を策定し、「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を町の将来像と掲げ、まちの活力の源である「ひと」が輝くことで「地域」が、そして「まち」が輝き、「このまちに住みたい、住んでよかった」と思えるまちづくりを、町民の皆様とともに進めているところでございます。

暮らしやすい魅力あるまちづくりの実現を目指すに当たり、「地域」における「ひと」の集まりである「地域コミュニティ」は、行政区（自治会）を中心として、地域の安全・安心や子育て、福祉、環境など様々な分野で人々の暮らしを支えるという、非常に重要な役割を担っていただいていると考えております。一方で、近年の少子高齢化の進行、価値観や生活様式の多様化などにより、行政区（自治会）への加入者や地域行事への参加者の減少、役員の高齢化の進行や担い手不足などの課題が生まれており、「地域コミュニティ」の活動が弱体化することが懸念されております。

このような状況において、「地域コミュニティ」の将来あるべき姿を明らかにし、地域課題の解決、地域の活性化、地域自治の確立に向かって進むための道しるべとして、このたび「宇美町地域コミュニティ推進計画」を策定いたしました。本推進計画に示す理念や取組を町民の皆様と共有し、魅力あふれる宇美町を共に創造していきたいと考えております。

最後に、本推進計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました宇美町共働のまちづくり推進委員会の委員の皆様、「宇美町の地域コミュニティづくりに関するアンケート」にお答えいただいた皆様、町民まちづくり検討会に参加いただいた皆様、パブリックコメントにご協力いただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 10 月

宇美町長 木原 忠

目 次

第1章 宇美町地域コミュニティ推進計画策定に当たって	1
1. 推進計画策定の趣旨	1
2. 推進計画の位置づけ	2
3. 推進計画の期間	3
4. 推進計画の策定体制	3
第2章 地域コミュニティの範囲と必要性	4
1. 地域コミュニティとは	4
2. 地域コミュニティの範囲	5
3. 地域コミュニティの必要性	5
第3章 地域コミュニティの現状と課題	6
1. 地域コミュニティの現状と課題	6
2. 宇美町の地域コミュニティの現状	7
3. 宇美町の今後の課題とその解決に向けた方策	10
第4章 宇美町地域コミュニティ推進計画の基本的な考え方	12
1. 将来像	12
2. 基本方針	13
第5章 宇美町の地域コミュニティ活性化の方策	14
1. ネットワークづくり	14
2. 環境づくり	15
3. きっかけづくり	16
4. 人づくり	18
第6章 小学校区コミュニティ運営協議会の重要性	20
1. 小学校区コミュニティ運営協議会の意義	20
2. 小学校区コミュニティ運営協議会の役割	21
3. 小学校区ごとの実施計画の策定	22
4. 町民主体の取組・町民の役割	22
第7章 宇美町地域コミュニティ推進計画の実現に向けて	23
●第6次宇美町総合計画の基本理念と宇美町地域コミュニティ推進計画の体系図	24
●資料編	25

第1章 宇美町地域コミュニティ推進計画策定に当たって

1. 推進計画策定の趣旨

宇美町では、古くから培われてきた豊かな地域コミュニティ¹の土壌があり、行政区（自治会）単位の地域コミュニティ活動が行われてきました。しかし、近年、少子高齢化が進行するとともに、一人一人の価値観や生活様式が多様化し、行政区（自治会）への加入者や地域行事への参加者の減少、役員の高齢化の進行や担い手不足などにより、地域の安全・安心や子育て、福祉、環境など様々な分野で、人々の暮らしを支える主体としての地域コミュニティが弱体化することが懸念されています。

このような状況において、宇美町では、自治の根本理念である「自助」・「互助」・「共助」・「公助」²のもと、町民などと行政が「共にまちづくりを担う主役である」という意識を持って、お互いの長所を活かしながら共働³してまちづくりに取り組み、町民の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを進めるため、平成25年7月に「宇美町共働のまちづくり推進のための指針」を策定し、共働のまちづくりについての基本的な考え方をまとめました。

そして今回、共働のまちづくりをさらに推進するに当たって重要な役割を担う地域コミュニティの将来あるべき姿を明らかにし、地域課題の解決、地域の活性化、地域自治の確立に向かって進むための道しるべとして「宇美町地域コミュニティ推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

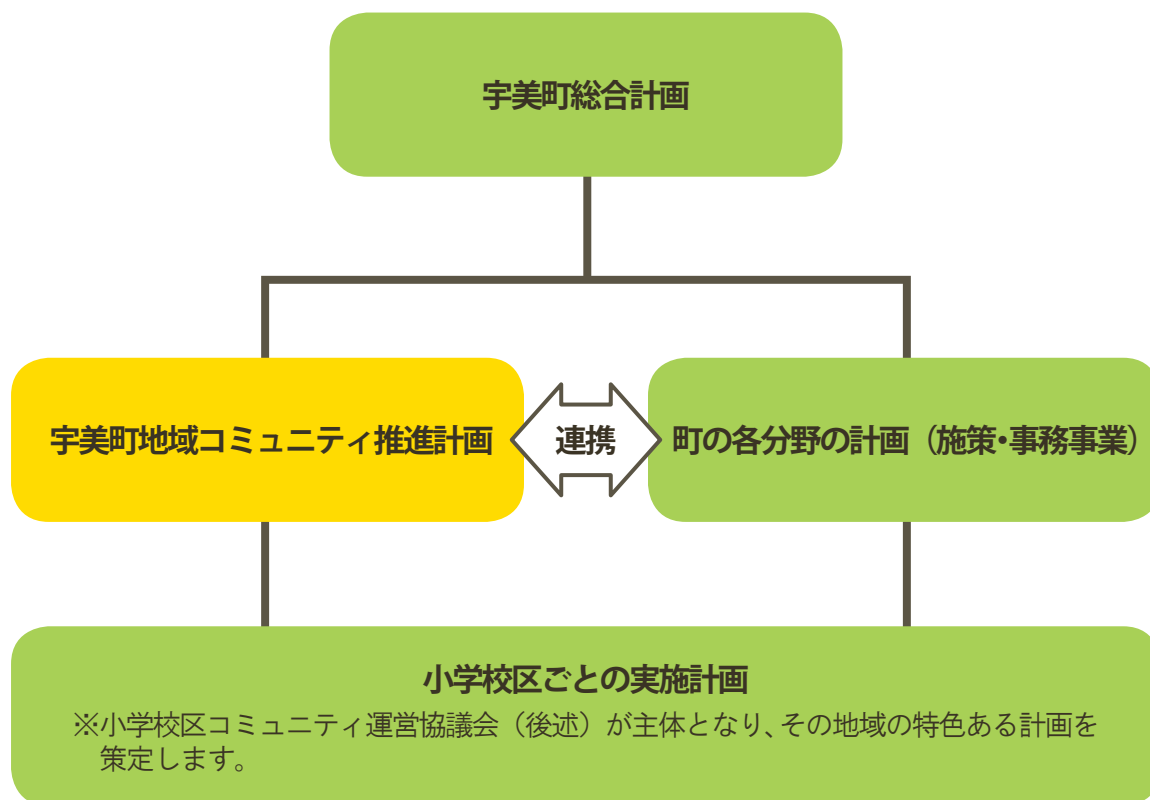
- 1 - **地域コミュニティ**…町民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、町民相互の交流が行われている町民の集団が、町民の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指す地域社会。地域コミュニティ活動への参加などをとおして、町民同士の信頼関係やつながりが生まれる。
- 2 - 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」…「自助」とは、他人の力に頼らず、当事者である自分(本人)・家族で課題を解決すること、「互助」とは、「自助」で解決できないとき、友人・ご近所・隣組がサポートすること、「共助」とは、「自助」・「互助」で解決できないとき、行政区(自治会)、NPO法人、ボランティア団体などがサポートすること、「公助」とは、「自助」・「互助」・「共助」でも解決できないとき、行政が支援活動を行うこと。
- 3 - **共働**…町民などと行政が、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識し合い、認め合い、尊重しあい、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に楽しみながら行動していくこと。

2. 推進計画の位置づけ

推進計画に関連する町の計画として、町の最上位の計画である宇美町総合計画⁴（以下「総合計画」という。）及び様々な分野の計画があります。

推進計画は、総合計画で示すまちづくりの方向性を踏まえた地域コミュニティ分野の計画として位置づけるものであり、その他の各分野の計画との連携を図る必要があります。

また、地域の持っている個性や魅力が最大限発揮できるようなまちづくりには、地域に暮らし、地域を知る町民一人一人が協力し合い、一緒に課題解決を図り、地域づくりに携わることができる新しい仕組みが必要であるため、それぞれの小学校区ごとの実態に即した実施計画を策定します。



【 宇美町地域コミュニティ推進計画の位置づけ 】

4 - 宇美町総合計画…宇美町における全ての計画や施策の最上位に位置づけられる計画。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取組の方向性を示したものの。

3. 推進計画の期間

推進計画の推進期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。また、社会情勢や環境が変化し続けていることから、計画施策の実施状況、今後の地域コミュニティの活性化の進展を考慮しながら、期間中であっても推進計画の内容を柔軟に見直します。

なお、計画の推進に当たっては、P D C A サイクル⁵に基づき、地域コミュニティ活性化を目的とした取組の進捗状況などを評価・分析し、次期計画に反映していくものとします。

4. 推進計画の策定体制

地域コミュニティの主体は、その地域に住んでいる町民であることから、計画の策定において様々な団体や個人の意見を取り入れる必要があると考え、地域活動を推進する関係者や公募の町民などで構成する宇美町共働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）において審議を行いました。委員会の審議の中では、地域コミュニティに関する課題の抽出や課題に対する解決策、推進計画の内容などを検討した上で様々な意見をいただき、それを尊重し計画づくりを行いました。

なお、宇美町の地域コミュニティの現状把握を行うため、平成 25 年 6 月、無作為抽出した町民 1,000 人を対象とした「宇美町のコミュニティづくりに関するアンケート」及び行政区長を対象とした「地域コミュニティに関するアンケート」を行いました。そして、推進計画はそのアンケート結果を参考としながら内容を検討し、平成 27 年 7 月に実施したパブリックコメント⁶を経て策定しました。

5 - PDCA サイクル…P (Plan: 計画) → D (Do: 実行) → C (Check: 検証) → A (Action: 見直し) というサイクル。

6 - パブリックコメント…行政による規制の設定や改廃、事業の実施に当たり、行政機関が原案を公表し、町民から意見や情報の提出を求め、その意見などをもとに検討後最終意思決定を行う制度。

第2章 地域コミュニティの範囲と必要性

1. 地域コミュニティとは

昭和44年9月、国民生活審議会調査部会が発表した「コミュニティ—生活の場における人間性の回復—」という報告書において、コミュニティは「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」と定義されています。

また、平成19年2月に総務省が発足させたコミュニティ研究会は、コミュニティを「(生活地域、特定の目標、特定の趣味など) 何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団」と定義しています。

以上のようなことから、一般的には、共通の意識を持った集団のことをコミュニティと呼びますが、中でも「地域コミュニティ」は、地域をより良くすることを目的に結成された集団、組織やそのつながり全てのものを言います。例えば、企業のような営利団体であっても、上記のような目的による活動を行う場合は、地域コミュニティに含まれます。具体的には、行政区（自治会）、NPO法人、ボランティア団体、消防団、PTA、青年団、婦人会などがあります。

地域は、そこに住み、働き、学び、活動し、その地域に関わる町民一人一人によって構成され、支えられています。豊かな地域社会を築いていくためには、地域コミュニティへの関心を高め、町民相互の交流や地域活動への参加など、町民一人一人の輝きを原動力として地域のつながりを大切にしながら、身近な地域の課題を町民自らが解決する自治そのものの力を高めることが重要です。さらに、一人一人の力を結びつけ、行政区（自治会）、団体、NPO法人、ボランティア団体、企業、行政などが連携・協力することで、その地域力は強固なものとなり、町の輝きがさらに高まっていきます。そして、町は町民などの自主性や自立性を尊重しつつ、組織間の連携、施設整備などにわたって、人的・財政的な支援を行っていきます。

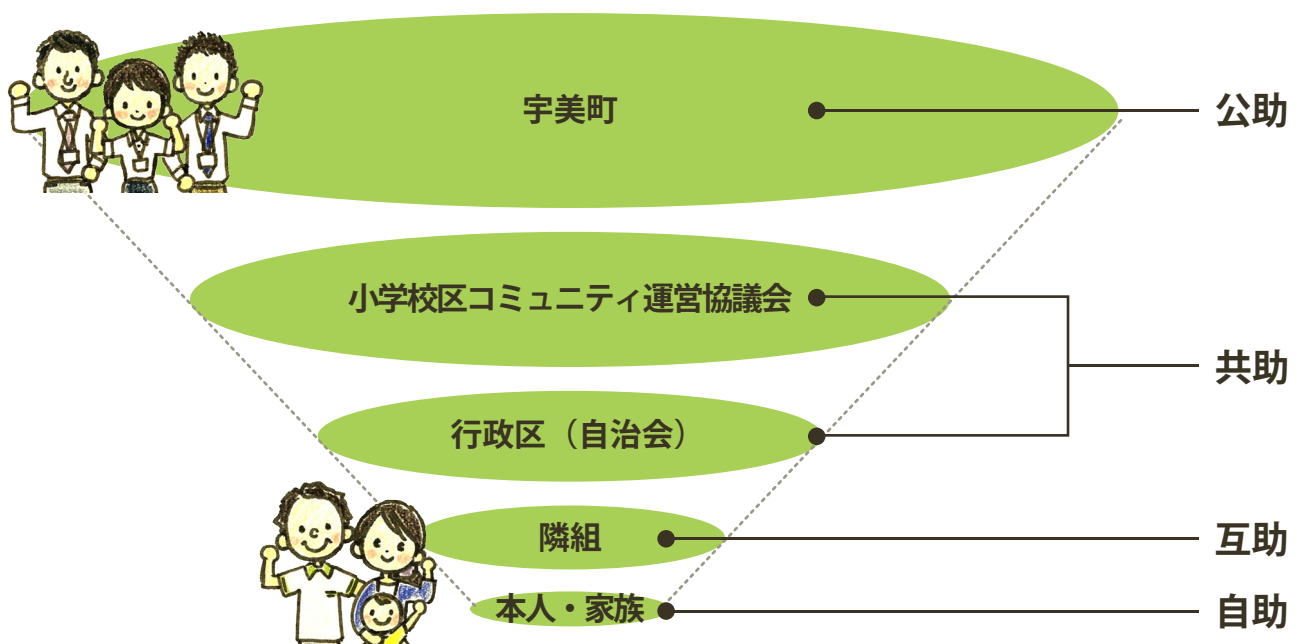
以上のようなことから、推進計画では、「町民の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指す地域社会」を「地域コミュニティ」と定義します。



2. 地域コミュニティの範囲

地域コミュニティの範囲は、そこに住む町民が、暮らしや地域のあり方を自ら決めていくときの一つのまとまりであり、地域自治の基礎単位となるものです。その範囲は、隣組、行政区（自治会）、小学校区など様々です。

宇美町では、日常的にも町民同士の顔の見える関係が築ける範囲であり、様々な地域コミュニティ活動が行われてきた歴史がある行政区（自治会）を基礎としながら、社会の変化に伴う新たな地域の課題解決に対し、より効率的、効果的に対応できる範囲として、小学校区単位の地域を、重点的に地域コミュニティの活性化を図る範囲とします。



【 地域コミュニティの組織階層と「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のイメージ図 】

3. 地域コミュニティの必要性

地域コミュニティは、地域に暮らす町民と町民との交流の場であり、その活動を活発化させることにより、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識の醸成や、ふるさとへの愛着、誇りを持つことにつながります。

また、町民同士の信頼関係やつながりが生まれることで、町民同士の見守り機能が働き、防災や防犯対策などにもつながり、いざという時に助け合うことができます。このようなことから、暮らしやすい魅力あるまちづくりを実現するためには、地域コミュニティは必要不可欠です。

第3章 地域コミュニティの現状と課題

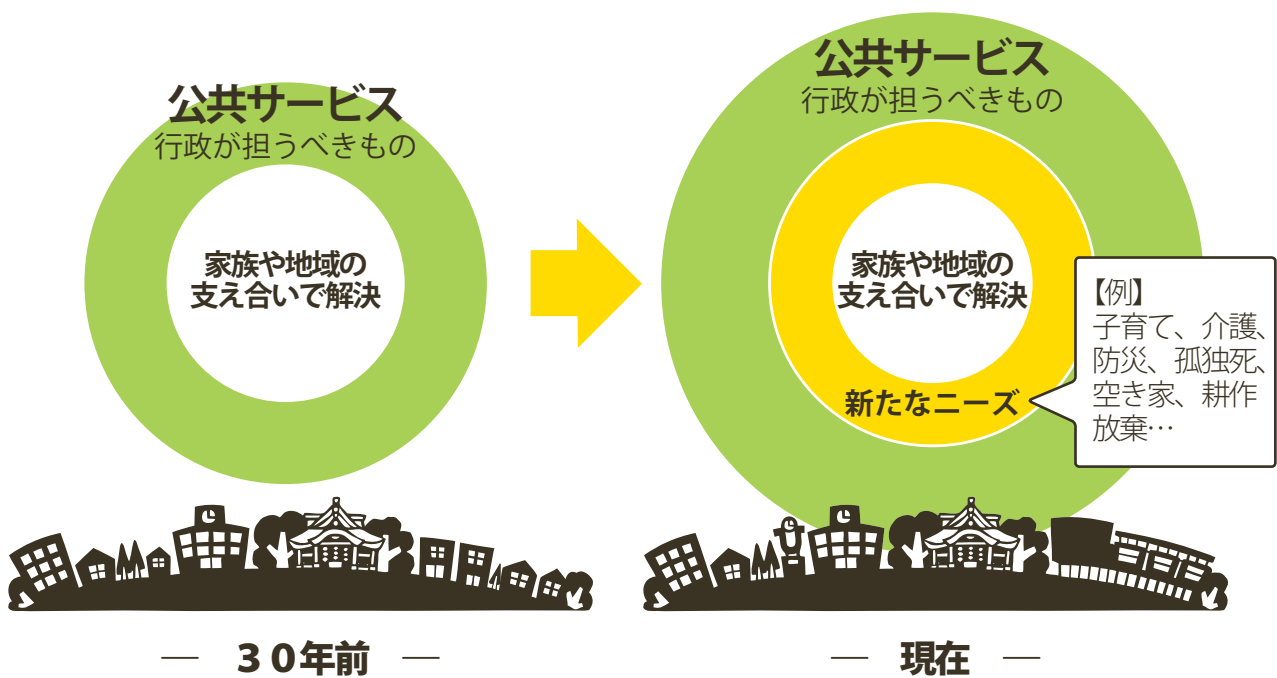
1. 地域コミュニティの現状と課題

冒頭に述べたように、人口減少及び少子高齢化の一層の進行をはじめとして、地域コミュニティを取り巻く社会情勢は大きく変化し続けています。

加えて、国や地方公共団体の財政状況は、景気の低迷による税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大などにより厳しい状況が続くものと見込まれています。

このような経営資源の制約の一方で、核家族化や男女共同参画社会の形成に伴い、従来は各家庭や地域などにおいて対応されてきた保育や介護などが公共サービスとして求められるなど、私的活動であったものが公共サービスに変わることによって「公共」の守備範囲が拡大しています。また、公共サービスに対するニーズも多様化・高度化し、よりきめ細やかで質の高いサービスが求められるようになりました。しかし、行政による公平・公正で均一的なサービス提供のみでは、それらのニーズに対応していくことには限界があります。

また、新たな公共サービスの担い手として、地域を良く知る町民などによって組織されている地域コミュニティへの期待が高まっている一方で、一人一人の価値観や生活様式が多様化したことに伴い、集団よりも個人を尊重する風潮が次第に強くなり、人と人、人と地域のつながりが薄れ、行政区（自治会）などの地域コミュニティ活動への参加者が減少し、地域に暮らす人々で助け合おうという、従来からの地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。



【 社会情勢の変化に伴う公共サービスの範囲・ニーズの変化 】

このような状況の中、NPO法人・ボランティア団体などが、青少年の健全育成や子育て支援、環境問題など様々な分野できめ細やかな公共サービスを提供する新しい仕組み作りが始まっています。

今後は、活動実績を伸ばしつつあるNPO法人・ボランティア団体などの志縁（テーマ）型コミュニティ⁷企業などと、組織力及び機能が低下しつつある行政区（自治会）などの地縁型コミュニティ⁸の連携を促進させることで、地域における人と人のつながりの強化を図り、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用した新たな雇用の創出など、地域コミュニティの活性化を図るといった、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりを進めていくことが求められています。

2. 宇美町の地域コミュニティの現状

（1）宇美町の人口及び高齢化率の状況

宇美町は、明治21年、宇美・炭焼・井野・四王寺の4つの村が合併し宇美村となり、大正9年10月に糟屋郡で最初に町制を施行し宇美町となりました。町制施行当時の人口は11,975人でした。

戦後、石炭産業が盛んになり、昭和33年には人口は22,936人まで増加しましたが、高度経済成長政策とエネルギー革命による石炭産業の衰退に伴い、昭和38年の三菱勝田鉱業所の閉山を境に、人口も2万人を割るところまで減少しました。

しかし、昭和44年の県道筑紫野古賀線の開通をはじめとした道路網の整備が進むと、福岡市との近接性により有力なベッドタウンとして、また、軽工業地域として人口は徐々に増加し、昭和50年代後半には3万人を超えました。

その後も平成17年頃までは増加傾向にありましたが、最近の国政調査での推移をみると、平成17年から平成22年にかけては減少に転じています。

人口の構成をみると、年少人口比率は平成7年から平成17年にかけて減少し、その後は横ばいで推移しています。老年人口比率は増加傾向で推移しており、全国平均を下回ってはいるものの、平成22年には高齢化率は18.1%となり、高齢化の進行がうかがえます。また、生産年齢人口比率（15歳～64歳）は約70%で推移しています。そして、平成27年4月末の人口（37,658人）ピラミッド構造を見ると、男女ともに60歳～65歳の、いわゆる団塊の世代⁹が最も多くなっており、今後の高齢化の進行による影響は大きなものとなることが予測されます。そして、世帯数は一貫して増加している一方、一世帯当たりの人数は減少していることから、核家族や単独世帯が増加していることがうかがえます。

7 - 志縁（テーマ）型コミュニティ…特定の課題（テーマ）に対し、営利を目的とせず専門性や機動性を生かして活動するコミュニティ。NPO法人・ボランティア団体など。

8 - 地縁型コミュニティ…特定の範囲内の地域に居住する住民によって構成され、様々な活動を行うコミュニティ。行政区（自治会）など。

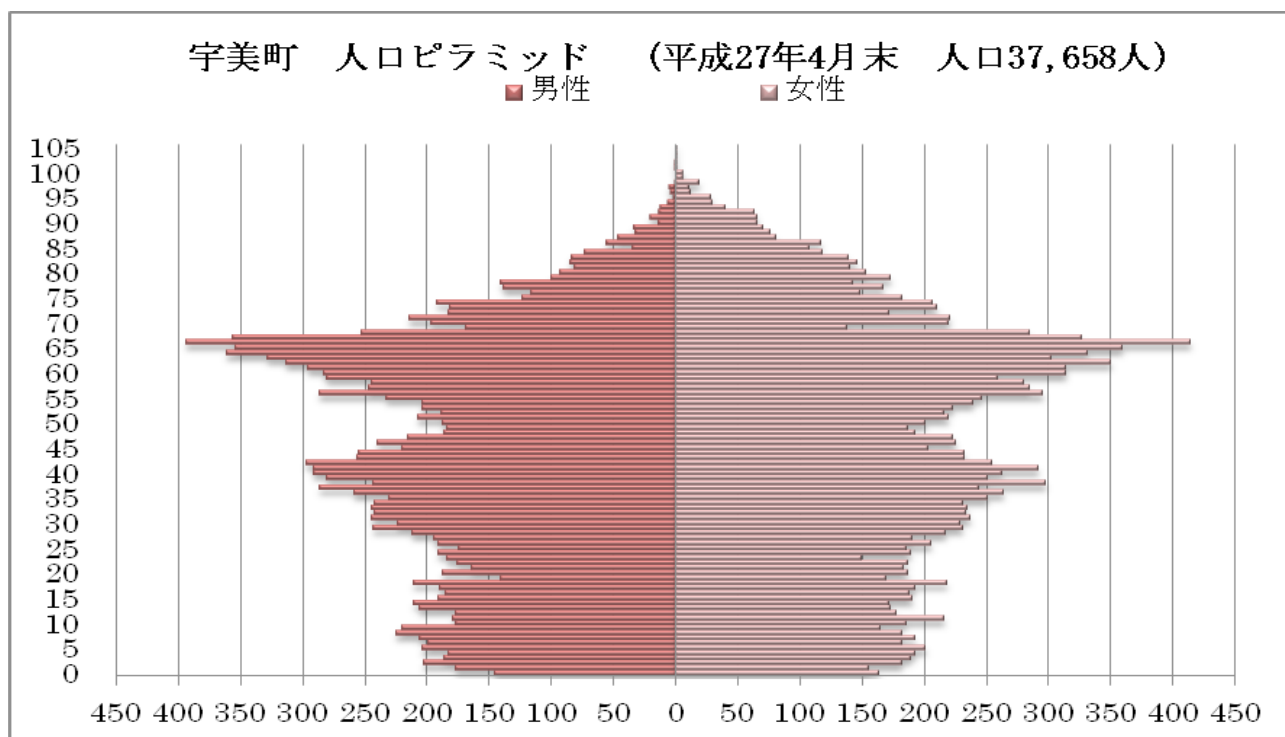
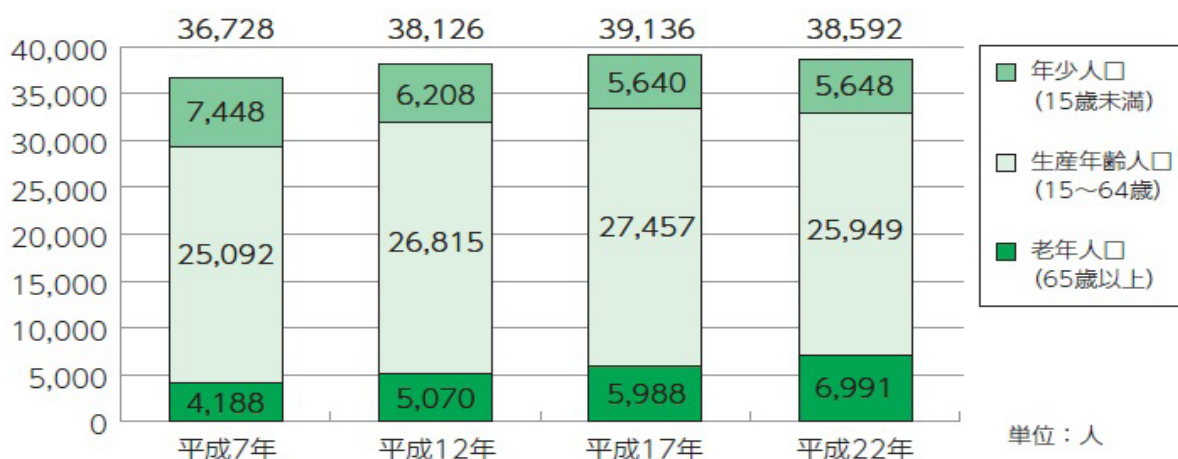
9 - 団塊の世代…第2次世界大戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）及びその前後に生まれた世代を指す言葉。

【人口・世帯等の推移（国勢調査）】

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	年平均増減率		
						H7~H12	H12~H17	H17~H22
総人口		36,728	38,126	39,136	38,592	0.76	0.53	△0.28
年少人口 (15歳未満)		7,448 (20.3%)	6,208 (16.3%)	5,640 (14.4%)	5,648 (14.6%)	△3.33	△1.83	0.03
生産年齢人口 (15歳~64歳)		25,092 (68.3%)	26,815 (70.4%)	27,457 (70.2%)	25,949 (67.2%)	1.37	0.48	△1.10
老年人口 (65歳以上)		4,188 (11.4%)	5,070 (13.3%)	5,988 (15.3%)	6,991 (18.1%)	4.21	3.62	3.35
世帯数		10,614	11,490	12,340	12,867	1.65	1.48	0.85
一世帯当たりの人数		3.46	3.32	3.17	3.00	-	-	-

注：各年10月1日現在。平成12年の総人口には年齢不詳33人、平成17年には年齢不詳51人、平成22年には年齢不詳4人を含む。



(2) まちづくり・地域コミュニティに対する町民の意識

町民対象のアンケート結果によれば、まず「今後のまちづくりにおいて、宇美町をどのような特色のあるまちにすべきと考えますか」という問いについて、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」(41.0%)が最も割合が高く、「快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち」(38.5%)、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」(26.6%)と続きます。

また、まちづくりの原動力ともいえる地域コミュニティに関しては、「地域の活性化と近隣関係の深化を図るため、どのような地域コミュニティ活動が望ましいか」という問いについて、「生涯学習や高齢化対策の推進を図る活動(生きがい活動など)」(43.2%)、「保健・福祉の増進を図る活動(介護や子育て支援など)」(42.6%)がともに4割を超えています。

また、地域コミュニティ活動・ボランティア活動への参加について、「現在参加している人」が15.6%、「参加していない人」が79.7%、「今後参加したい人」が47.4%、「今後参加したくない人」が47.9%となっています。また、参加したいと答えた人に今後参加したい地域コミュニティ活動・ボランティア活動の内容を尋ねたところ、「自治会(行政区)活動」・「緑化や花づくりに関する活動」(同率28.9%)、「自然保護や環境美化、リサイクルなどに関する活動」(23.7%)、「老人クラブや婦人会などを通じた活動」(19.7%)などとなっています。一方では、「今後参加したい人」の割合を「今後参加したくない人」の割合が上回るなど、現在、社会問題になっている地域コミュニティ活動への関心の低下が結果として表れています。

(3) 行政区(自治会)の地域コミュニティ活動の現状

行政区(自治会)は、自分たちの地域を住みやすくするため、生活環境の整備や福祉の向上などの地域課題に取り組む組織として、町民生活に直結した重要な役割を担っている代表的な地域コミュニティです。行政区長に対するアンケートによれば、その主な活動は「地域のレクリエーション・住民の親睦活動」(81.6%)、「環境美化活動」(77.6%)、「高齢者福祉活動」(65.3%)、「地域防災・防犯安全活動」(46.9%)、「青少年健全育成事業」(42.9%)、「地域の伝統芸能などの保存と伝承活動」(22.4%)、「子育て支援事業」(12.2%)、「地域活性化のための研修・意識啓発活動」(10.2%)の順となっています。

しかし、行政区(自治会)の現状は、世帯数の規模や活動内容などにおいて格差が見られます。行政区(自治会)の運営上の課題や問題点を尋ねたところ、「役員へのなり手が無い」(75.5%)、「役員の高齢化が進行している」・「住民の地域活動に対する関心が低下してきている」(同率51.0%)、「区事業の内容が慣例化している」(36.7%)、「行政区への未加入者が増加している」(26.5%)、「区事業の企画・運営に役員以外の住民の参加が無い」(18.4%)の順となっています。

3. 宇美町の今後の課題とその解決に向けた方策

これまで述べたとおり、宇美町においても少子高齢化や人口減少などが進行しており、多様な分野において新たな地域課題が生じています。これらの課題解決を担う主体として、行政だけでなく地域コミュニティによる対応が期待されていますが、地域コミュニティ活動への関心の低下などに伴って行政区（自治会）への町民の参加は減少傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足といった課題があります。また、これらの課題の解決に向けた方策を検討するにあたり、行政区長に対するアンケートにおいて、行政区（自治会）運営上の課題・問題解決のために必要なことについて尋ねたところ、「地域リーダー（人材）の育成」（67.3%）、「住民の意識啓発」（59.2%）、「地域の将来計画の策定」（49.0%）、「新たな活動の創出」（26.5%）、「町からの資金援助」（20.4%）、「集会・活動施設の充実」（14.3%）の順となっています。

このような状況を踏まえ、その課題の解決と地域コミュニティの活性化に向けて、以下のような方策が考えられます。

（1）出会いと交流、きっかけづくりの場の創出

地域コミュニティの活性化を進める第一歩として、その地域に暮らす町民同士や、行政区（自治会）、NPO法人、ボランティア団体などの様々な団体同士が出会い、積極的に交流することが重要です。それにより、現在地域にはどのような課題があるかを共有し、お互いの共通性や違い・特性を理解して関係を深め、協力しながら課題を解決していくことにつながります。

そのためには、児童・生徒・学生¹⁰などの若年世代から勤労世代や子育て世代、シニア世代までの幅広い世代の町民、様々な団体が気軽に集まり、様々な諸問題について自由な意見交換ができるような場や、地域コミュニティ活動に興味を持つきっかけづくりの場を創出していきます。

（2）地域コミュニティ活動におけるリーダーとなる人材の発掘・育成

活発な地域コミュニティの活動を実現するためには、これまで地域コミュニティ活動に関わる機会が少なかった若年世代、勤労世代や子育て世代などの町民、NPO法人、ボランティア団体などの活力を取り込み、さらに、地域コミュニティのリーダーとなる人材を発掘し育成する必要があります。

そのためには、各世代の町民に対し、様々なメディアを活用した積極的な啓発活動、人材育成講座など、各世代の特性に合わせた取組を行うことにより、地域コミュニティ活動の中核を担う人材を育成していきます。

10- 児童・生徒・学生…「学校教育法」においては、「児童」とは「小学校の課程、特別支援学校の小学部の課程に在籍して、初等教育を受けている者」、「生徒」とは「中学校の課程、高等学校の課程などに在籍して中等教育などを受けている者」、「学生」とは「高等教育を受けている者」とされる。

(3) 地域の実情や既存組織などを尊重した新たな地域コミュニティ連携組織の立上げ

現在、宇美町には49の行政区（自治会）がありますが、その規模は数世帯から900世帯まで様々です。また、新たな地域課題に対応した様々な取組を行うなど、地域コミュニティの活動が活性化している行政区（自治会）がある一方で、既存の取組の実施が困難となるなど、その活動が停滞している行政区（自治会）もあり、行政区（自治会）ごとに顕著な差がみられます。

このような状況の中、各行政区（自治会）に対し一律的に支援を行うことは効果的ではないと考えられるため、それぞれの地域の実情に応じた地域コミュニティの活性化施策を推進することが求められています。さらに、地域で既に活動している既存組織などを尊重しながら、行政区（自治会）などの様々な団体間の情報共有や相互補完関係の構築を推進するため、小学校区を範囲とした新たな地域コミュニティ連携組織の立ち上げ支援に取り組んでいきます。

第4章 宇美町地域コミュニティ推進計画の基本的な考え方

1. 将来像

地域コミュニティは地域社会の基礎となるものです。地域で暮らす人々がお互いに信頼して助け合い、安心して暮らすことができ、また、地域で活力を感じることができる豊かな人間関係が築かれた地域コミュニティを目指す必要があります。そのために、宇美町地域コミュニティの将来像として、以下の3つを掲げます。

(1) 町民参画・共働のまちづくりの地域コミュニティ

これからの地域コミュニティは、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という参画意識を持つことが大切です。社会情勢が変化し続ける中、行政主導の取組だけでは、地域課題の解決にはつながりにくく、効果が期待できません。

そこで、町民などと行政は、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識しあい、認め合い、尊重し合い、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に楽しみながら行動していくという、共働のまちづくりを目指します。

(2) 多様な連携で活性化する地域コミュニティ

これからの地域コミュニティは、少子高齢化や人口減少の進行など、さらなる環境の変化に対応していく必要があります。そのためには、共に支え合うという発想が重要ですが、地域コミュニティにおける役員の高齢化や担い手不足という課題がさらに深刻化することが想定され、今後は、防災、防犯、健康・医療、福祉、環境、教育など、様々な分野で、地域における共働が求められる場面がより多くなることが予想されます。

そこで、町で既に活動している様々な団体による連携・ネットワークを構築し、それを活用しつつ、お互いの良さを尊重し、連携して相乗効果をあげながら、同じ地域で生活する仲間として助け合って歩んでいくことを目指します。

(3) 新たな創造による地域コミュニティ

これからの地域コミュニティは、今まで地域コミュニティ活動に関わる機会が少なかった若年世代、子育て世代などの新たな人材や、NPO法人、ボランティア団体などの、新しい活力を取り込むことが必要不可欠です。現在、地域コミュニティは、高い志と地域への思い、自治の意識を持った人たちにより支えられていますが、役員の高齢化が進んでおり、このままでは組織の持続が困難な状況にあるため、地域コミュニティ活動のリーダーの思いや経験などを次世代へと引き継ぐため、人材を育成していく必要があります。

そこで、これまでの地域コミュニティ活動で培われてきた伝統を受け継ぎつつ、様々な主体の価値観と多様性を認め、若年世代、子育て世代などの新たな人材や、NPO法人、ボランティア団体などの活力を取り込むことにより、新たな地域コミュニティの創造につなげることを目指します。

2. 基本方針

目指すべき地域コミュニティ像を実現するための方針を以下のとおりとします。

(1) 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のバランスの取れた共働によるまちづくり

近年、社会情勢の変化に伴い、福祉をはじめとする行政サービスの充実が図られたことにより、本来「自助」・「互助」・「共助」でも解決できないときに行政が支援活動を行う「公助」の割合が大きくなってきました。しかし、それに伴い、行政サービスに係るコストが増大し財政を圧迫していることから、「公助」の見直しが必要となっています。

こうした中で、行政による公平・公正で均一的なサービス提供では手の届かない地域ごとの課題に対しきめ細かく対応することができることなどから、「共助」の担い手として、行政区（自治会）や N P O 法人・ボランティア団体などの役割の重要性が高まっています。

また、「公助」・「共助」の前提として、自分や家庭でできることは自分たちで対応する「自助」・「互助」の姿勢もこれまで以上に求められています。

以上を踏まえ、「自助」・「互助」を前提とし、行政による公助とともに、町民自らが解決に当たる地域コミュニティによる共助の力を発揮するため、積極的な町民参画を基本とした共働のまちづくりを推進します。

(2) 多様な地域コミュニティのネットワークづくり

宇美町には、行政区（自治会）をはじめとして、N P O 法人、ボランティア団体、各種団体などの多様なコミュニティが存在し、様々な活動によりまちづくりに貢献しています。

そして、行政区長に対するアンケートにおいて、「地域活動を活性化するために必要なものは何だと思うか」という問いに対し、「住民の意識啓発」（65.3%）、「リーダー人材の育成」（53.1%）という結果が得られたとおり、町民の地域コミュニティ活動への関心を高めることや、新たな人材の育成が課題となっています。そして、活動の担い手が高齢化して地域課題への対応力が弱まったことにより、単体の団体での活動では、地域課題解決に向けた取組も期待した協力や成果が得られにくくなっています。

このような状況を踏まえ、行政区（自治会）をはじめとした様々な主体が、それぞれの持つ特性や資源を生かして連携・協力し、お互いに補い合い支え合うことができるよう、多様な地域コミュニティのネットワーク化を図ります。

(3) 地域の実情を尊重した地域コミュニティづくり

宇美町の地域コミュニティは、人口や高齢化率、地理的条件などにより特色や抱える課題などが異なるため、一律的な地域コミュニティ像を目指すのではなく、それぞれの地域の町民などの自主性を踏まえ、それぞれの実情にあった形で発展させることが望まれます。地域コミュニティの活性化を図るに当たっては、その地域の主体性を尊重しながら取り組んでいきます。

第5章 宇美町の地域コミュニティ活性化の方策

将来像（目指すべき地域コミュニティ像）及び基本方針（将来像を実現するための方針）を踏まえ、宇美町の地域コミュニティ活性化の方策を以下のとおりとします。

1. ネットワークづくり



(1) 小学校区コミュニティ運営協議会の設立

国において、総務省に設置された「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」の報告書のなかで、「今後、地域コミュニティなどと地方公共団体が協働する新しい地域経営として、地域コミュニティ、コミュニティ・スクール¹¹、NPO法人、その他の団体など、多様な主体が力強く公共を担う仕組み（地域協働体）を形成し、行政と町民が相互に連携し、共に担い手となり地域力を創造する取り組みを促進する必要がある」と示されています。

そこで、宇美町においても、様々な地域課題を解決していくために、小学校区を基本とした地域内の多様なコミュニティが連携した組織を設立します。それにより、地域（小学校区）内の意見や課題を幅広く収集した上で地域の方針をまとめることができます。さらに、個々の行政区（自治会）では解決が困難な地域課題についても、スケールメリットを生かすことで、多様な担い手の確保、幅広い事業の実施及び地域課題の解決につながり、地域の魅力を高めていくことが期待できます。

実施項目

- 小学校区コミュニティ運営協議会設立に係るサポート
- モデルコミュニティ事業の実施
- 職員出前講座、その他研修会による啓発活動

(2) 地縁型コミュニティと志縁（テーマ）型コミュニティ、企業（事業体）などとの連携・協力

私たちが暮らす地域社会では、町民の手によって地域課題の解決に向けて活動する行政区（自治会）などの地縁型コミュニティと、特定の課題（テーマ）に対し、営利を目的とせず専門性や機動性を生かして活動するNPO法人・ボランティア団体などの志縁（テーマ）型コミュニティと呼ばれる組織があります。地縁型コミュニティと志縁（テーマ）型コミュニティは、異なる発想や行動原理を持つコミュニティであるものの、共により良い地域づくりに向け自主的に活動しており、そのお互いの活動の中で思いや目的を共有できる部分が多大にあると考えられます。

また、企業は、営利を目的として経済活動を継続して実施する組織ですが、社会の健全かつ持続的な発展があって初めて成り立つものであることから、地域社会の一員としてより良い社会を築き

11- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）…学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に共働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われている。

支えるという広義の責任を負っているといえます。このような「企業の社会的責任（CSR¹²）」という概念から、現在も多くの企業が地域コミュニティと連携し、地域の清掃活動や見守り活動などに参加しています。

このように、異なるコミュニティ同士や企業などが、お互いに対等な関係で、それぞれの持つ特性とノウハウ¹³を生かしながら共に活動することで、課題解決や共通する目的の実現に向かってより効率的・効果的に取り組むことができ、その過程で様々な人や組織がつながって信頼関係が構築されることで、地域の活性化、さらにはコミュニティビジネス¹⁴の創出などへの発展が期待されます。

よって、地縁型コミュニティと志縁（テーマ）型コミュニティ、企業など様々な主体間の情報共有などネットワーク化を推進し、連携・協力のサポート体制を充実します。

実施項目

- 宇美町ボランティア・町民活動支援センターふみらぼによる連携・協力のサポート
- 町ホームページ及び広報誌、その他メディアなどを活用した情報提供・啓発活動

2. 環境づくり



（1）小学校区コミュニティ運営協議会への財政、人的支援及び活動拠点の整備

小学校区コミュニティ運営協議会に対する財政的支援として、地域の実情に合わせ自由に用途を決定することができる活動補助金又は交付金などを創設します。

また、人的支援として、小学校区コミュニティ運営協議会が事業の企画・立案を行う際の相談窓口を充実させ、地域コミュニティと行政のつなぎ役である地域づくりコーディネーター¹⁵（仮称）を配置することを検討します。

さらに、小学校区コミュニティ運営協議会の活動拠点として、町内の既存公共施設及び公民館類似施設の機能の充実・整備などを検討します。

実施項目

- 小学校区コミュニティ運営協議会への活動補助金又は交付金などの創設
- 小学校区コミュニティ運営協議会の相談窓口の充実
- 小学校区コミュニティ運営協議会が実施計画を策定する際のサポート
- 小学校区コミュニティ運営協議会が企画・立案を行う事業のサポート
- 地域づくりコーディネーター（仮称）の配置
- 既存公共施設及び公民館類似施設の機能の充実・整備の検討

12- CSR（シーエスアール・Corporate Social Responsibility）…企業の社会的責任。企業は利益を追求するだけではなく、環境保護・人権擁護・地域貢献などの社会的責任を果たすべきであるという考え方。

13- ノウハウ…ある専門的な技術やその蓄積のこと。

14- コミュニティビジネス…地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

15- コーディネーター…様々な要素を統合・調整することにより、一つにまとめ上げる役割を持つ人。

(2) 行政区（自治会）への加入促進・組織強化

行政区（自治会）は、より良い地域社会、より暮らしやすい宇美町を形成していく上で基礎となる組織ですが、一人一人の価値観や生活様式の多様化、核家族化などが進行するなかで加入者数の減少が進んでいます。よって、宇美町では、行政区（自治会）及び地域コミュニティ活動の重要性を多くの町民に周知し、行政区（自治会）などと行政が協力して加入促進や組織強化に取り組みます。

また、小学校区コミュニティ運営協議会の中核を担う行政区（自治会）の運営が安定することにより、小学校区コミュニティ運営協議会の活動基盤も強化され、その活動がより活性化することが期待されます。

実施項目 ■自治会運営・加入促進マニュアル¹⁶などの作成

(3) 地域コミュニティ活動に必要な情報の提供

ネットワークづくり、環境づくり、きっかけづくりや人づくりなど、地域コミュニティ活動に必要な情報は広範囲に及びますが、その収集を町民一人一人や地域コミュニティだけで行うのは限界があり、必要な情報を必要な人に的確に提供するための仕組みづくりが必要です。そこで、町が主体となって必要な情報を分かりやすく整理し、町民や地域コミュニティに対して積極的に提供します。

実施項目 ■町ホームページ及び広報誌などを活用した必要な情報の提供

3. きっかけづくり



(1) 若年世代に向けた意識啓発

地域コミュニティ活動の経験がない、又は経験の浅い若年世代の意識の醸成については、教育の場を中心として地域コミュニティ活動に触れる機会をつくることが望まれます。実際に地域コミュニティの活動を体験することで、地域コミュニティ活動に自主的に取り組む人々の思いなどを感じ、多様な価値観や地域資源¹⁷について学び、地域コミュニティ活動への理解が深まるとともに、地域への愛着心が生まれ、将来のまちづくりの担い手の育成にもつながります。

そのため、地域コミュニティ、学校及びコミュニティ・スクールなどは、積極的に情報を共有し、相互理解を深め、連携を図ることの重要性を理解するとともに、防災・防犯活動などをはじめとし

16 - マニュアル…作業手順などを体系的にまとめた冊子。

17 - 地域資源…その土地の風土に育まれた地域独特の価値を有するもので、地域の活性化に活用できるものの総称。天然・自然の資源だけではなく、人的なものや文化的なものも含まれる。

た地域行事における協力関係を構築するなど連携の機会の創出に努めます。

また、地域コミュニティ活動に若年世代が参加することにより、その家族である勤労世代、子育て世代などが地域活動に関わっていくきっかけづくりにもなり、相乗効果が期待できます。

実施項目 ■地域コミュニティ活動体験の実施

(2) 勤労世代、子育て世代に向けた意識啓発

勤労世代については、昼間、仕事などで自分の住居におらず、地域でどのような活動が展開されているかを知る機会に恵まれない人や、地域コミュニティ活動に無関心である人が多いため、地域コミュニティ活動に関する情報を様々な方法で提供する必要があります。既存の町広報誌や町ホームページだけでなく、テレビやインターネットなど様々なメディアの活用が考えられます。

また、子育て世代については、子どもを通じて様々な学校行事やPTA活動などに参加することで地域での顔見知りが増え、地域コミュニティ活動に参加しやすい雰囲気が作られます。このことから、地域における子育てなどをきっかけとして地域コミュニティ活動に参加した子育て世代に対して、行政区（自治会）の活動やその他の活動などに引き続き参加することを呼び掛ける必要があります。

実施項目 ■町ホームページ及び広報誌、その他メディアなどを活用した情報提供・啓発活動

(3) 団塊の世代・シニア世代などに向けた意識啓発

平成26年7月に厚生労働省が発表した「簡易生命表」によれば、日本人男性の平均寿命が初めて80歳を超え80.21歳、女性は過去最高の86.61歳となり、男女ともに「人生80年時代」に入りました。このような中、シニア世代でも生涯現役志向が強い人が多く見られるようになり、「アクティブシニア」と呼ばれる、豊富な知識や経験を有し体力的にも元気な前期高齢者（65歳～74歳）の世代が注目されるなど、現役時代には仕事が忙しく地域コミュニティ活動に参加できなかった人の中でも、退職後は自身の知識や経験を生かし社会に貢献したいと考える人が少なくありません。

このような人が、それまで培ってきた豊富な知識や経験、ノウハウなどを地域コミュニティ活動に生かし、地域コミュニティを支える人材として生かせるよう、地域コミュニティ活動に参加するきっかけづくりや、活動に必要な知識を身につけるためのサポートを行います。

実施項目 ■地域コミュニティに関する活動紹介 ■シニア向け地域コミュニティ活動入門講座の実施

(4) 町職員の意識醸成

地域コミュニティ活動を行政全体で積極的に支援するため、町職員の共働のまちづくり及び地域コミュニティに関する意識改革を進めます。まずは、職務としての住民自治の推進を図るため、推進計画や地域（小学校区）コミュニティ計画に関する周知と理解を進めます。

そして、現在も多くの町職員が、行政区（自治会）、消防団、PTA、ボランティア団体などの「新しい公共」を担う一人の町民として、職務とは別に地域づくり活動や社会貢献活動に携わっていますが、このような活動は、今後、共働のまちづくりや地域コミュニティの活性化を進めていく上ではさらに重要な役割を果たすことから、より多くの職員が可能な限り自らの居住する地域の活動などに参加し、職務としての住民自治の推進だけでなく、一町民としての活動の経験値や生活者としての意識を育むことを目指します。

実施項目

- 町職員を対象とした研修の実施
- 庁内推進体制の強化

4. 人づくり



(1) リーダーの発掘・育成

地域コミュニティが活発に活動を行うには、町民の先頭に立って活動を牽引する意欲的なリーダーの存在が必要不可欠です。しかし、リーダーに負担が集中する傾向が強く、そのため次のリーダーが見つかりにくいという問題も生じていることから、企画・立案や専門的知識などそれぞれの分野に秀でている人材に負担を分散しながら、次のリーダーを発掘・育成する必要があります。

そこで、地域コミュニティにおける役割を整理するなどにより、多くの人が新たなリーダーになれるよう人材育成の取組を進めます。

実施項目

- 地域リーダー養成講座の実施
- 地域コミュニティ活動の相談窓口の充実

(2) 地域づくりコーディネーター（仮称）の発掘・育成

小学校区コミュニティ運営協議会の構成団体間で連携・共働を進めていくには、複数の団体の活動に精通し、連携を推進・調整するコーディネーターがいることが重要と考えられます。地域づくりにおけるコーディネーターは、幅広い人脈と調整能力が必要であるため、このような人材の掘り起こしと育成、情報提供などを進めます。

実施項目

- 地域づくりコーディネーター（仮称）養成講座の実施

(3) 多様な人材が活躍できる場の提供

宇美町では、平成14年に策定した第4次総合計画において「まちづくりはひとづくり」を基本理念として掲げ、町民が学習した成果や、既に持っている知識・技術などを地域の活性化に生かす、生涯学習を基盤としたまちづくりを進めてきました。また、平成23年に策定した第5次総合計画においてもその基本理念を継承し、平成27年に策定した第6次総合計画においては、「ひとが輝き！地域が輝き！！まちが輝く！！元気なまちづくり」を基本理念に掲げ、町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かすことで、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指そうと、様々な取組を推進しています。

このような長年の取組を経て、宇美町には、卓越した知識・技術を持った多様な人材が数多く存在していますが、そのことが多くの町民に認知されていない状況にあります。そこで、地域の宝である人的資源を積極的に発掘し、お互いに情報共有し、その一人一人の力をまちづくりに生かすことができる活躍の場を提供します。

実施項目

- まちづくり人材バンク（仮称）の設置
- 宇美町学習支援者派遣事業（まなびサポートうみ）の活用

第6章 小学校区コミュニティ運営協議会の重要性

1. 小学校区コミュニティ運営協議会の意義

小学校区コミュニティ運営協議会は、小学校区の範囲内に存在する既存のコミュニティである行政区（自治会）、コミュニティ・スクール、NPO法人、ボランティア団体、消防団、PTA、青年団、婦人会などの多様な団体を基礎とし、地域課題の効率的、効果的な解決などを目的として住民自治活動を行う緩やかなネットワーク組織です。

小学校区は、子どもたちの通学範囲・日常行動圏であり、町民一人一人にとっても身近な徒歩圏域です。この範囲において、多様なコミュニティが連携した組織を設立することで、町民などからの意見や地域課題の幅広い収集・把握が可能となり、多様な人材の力をまちづくりに生かすことができます。

また、小学校区を範囲とした広域的な地域コミュニティ組織というスケールメリットを生かすことで、役員の高齢化や担い手不足といった課題を抱える個々の行政区（自治会）などや団体などの活動を補完し、幅広い事業の実施及び効果的、効率的な地域課題の解決につなげることができます。

さらに、小学校区コミュニティ運営協議会を継続的に運営するため、構成する各主体が相互に連携を図り、行政がそれらの活動を支援するという共働の役割分担を行います。



【 小学校区コミュニティ運営協議会と行政の関係のイメージ図 】

2. 小学校区コミュニティ運営協議会の役割

(1) 地域の創意と主体性を生かした、共働による地域づくりの推進

地域の实情に合った暮らしやすい地域社会の実現のためには、自治の根本理念である「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のもと、地域が抱える課題などについて町民一人一人が認知し、様々な主体間で話し合い、お互いの長所を生かしながら共働して解決していくことが重要です。

そこで、小学校区コミュニティ運営協議会が中心となって、小学校区内に存在する様々なコミュニティのネットワーク化を図り、町民などからの意見を幅広く収集し把握した上で地域課題の解決に取り組むことで、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という地域自治意識の醸成や、地域の創意と主体性を生かした、共働による地域づくりの推進につながります。

(2) 安全・安心な地域社会の実現

宇美町では、町民が安心して日常生活を営むことができるよう、行政区（自治会）などを中心として、子どもや高齢者の見守り活動や自主防災活動を協力して行うなど行政だけでは対応しきれないきめ細かな活動で、安全・安心な地域づくりを推進してきました。

しかし、役員の高齢化などによる担い手不足や、社会情勢の変化によって新たな地域課題が生じるなど、今後は行政区（自治会）などだけで様々な事業を実施していくことは困難であると予測されています。

そこで、小学校区コミュニティ運営協議会がスケールメリットを生かしながら、効率的、効果的に地域課題の解決に取り組むことにより、より安全・安心な地域社会の実現につながります。

(3) 交流・親睦の促進、地域での支え合いの強化、次世代の担い手の育成

宇美町では、行政区（自治会）単位の地域コミュニティ活動として、花見、盆踊り、スポーツ大会、もちつき大会など様々な祭りや伝統行事が行われ、町民同士の交流を促進し、親睦を深めてきました。また、このような地域の祭りや伝統行事などは、子どもたちにとって地域コミュニティ活動に触れることができる機会であり、次世代の担い手を育成する場としても重要な役割を持っています。しかし、一部の行政区（自治会）などでは、役員の高齢化による担い手不足などで事業の実施が困難となっています。

そこで、小学校区コミュニティ運営協議会が行政区（自治会）などの活動を補完しながら祭りや伝統行事の実施に取り組むことにより、子ども、大人、高齢者や、障がいがある人など地域に住む様々な町民同士が、広い範囲で多彩に交流・親睦する機会を積極的に提供し、相互理解の深化及び信頼関係の構築を促進させ、地域での支え合いをより一層強化することができます。また、子どもたちが多くの人と関わりながら地域社会の習慣や伝統行事の良さを知ることができ、子どもたちに他者を思いやる心や郷土を愛する心が生まれ、それが次世代の担い手の育成につながります。

3. 小学校区ごとの実施計画の策定

小学校区コミュニティ運営協議会が設立された小学校区においては、その地域の将来像（目指す姿）を描き、それらを実現していくための手順、方法、時期などをまとめた実施計画を作成する必要があります。実施計画は、それぞれの地域の資源や課題などの実情に合わせて作成するため、小学校区ごとに特色のあるものとなることが考えられ、その作成過程においては、そこに住む町民同士の共通の理解、価値観の形成を図りながら進めることが重要です。また、その地域の自主性、主体性を尊重し、行政が実施計画づくりを支援するという共働体制を構築して策定する必要があります。

4. 町民主体の取組・町民の役割

「宇美町に住みたい、住んでよかった」と思える地域づくりは、町民一人一人が地域に関心を持ち、自分に何ができるかを考え、小さなことからでも実行していくことが重要です。さらに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という地域づくりの担い手としての意識を持ち、主体的に地域コミュニティ活動に取り組むことが必要です。

そして、町民一人一人が、身近な地域での楽しみや生きがいを見つけ、様々な活動に積極的に参加することが、地域への愛着にもつながります。特に、若年世代が地域の一員としての役割を担うことができるような工夫をすることで、自然にふるさとへの愛着や所属意識が生まれ、その意識が大人になるまで持続することが期待されます。

第7章 宇美町地域コミュニティ推進計画の実現に向けて

本推進計画は、宇美町において地域コミュニティの活性化を推進し、町民による地域自治を確立するための基本的な考え方をまとめたものです。本推進計画が、現在、既に地域コミュニティ活動に取り組んでおられる町民の皆さん、これから始めようとする町民の皆さんの手助けとなるよう、行政による各地域（小学校区）での説明会の実施や、より実践的な手引書・事例集の作成、様々なメディアを利用した周知・広報活動などを積極的に行っていきます。

また、本推進計画で示した考え方や取組は、中・長期的な視点で進めていく必要があることから、第6次宇美町総合計画と連動させることで実効性を確保し、総合計画の基本理念である「ひとが輝き！地域が輝き！！まちが輝く！！元気なまちづくり」の実現に向けて、総合的に事業を展開していくこととします。そして、「このまちに住んでよかった」「このまちに住み続けたい」と思える宇美町を目指して、町民が主役の地域自治の確立を、町民などと行政が共に協力して進めていきます。



第6次宇美町総合計画の基本理念と宇美町地域コミュニティ推進計画の体系図



■ 資料編

宇美町地域コミュニティ推進計画 検討経過

本推進計画は、地域活動を推進する関係者や公募の町民などで構成する宇美町共働のまちづくり推進委員会において、地域コミュニティに関する課題の抽出や課題に対する解決策、推進計画の内容などを検討・審議を行いました。

主な検討経過は、以下のとおりです。

日	会議名称など	内容
平成25年6月1日～ 平成25年6月30日	宇美町のコミュニティづくりに関するアンケート（一般町民）	町民1,000人を対象に実施。 有効回収率 48.1%
平成25年6月1日～ 平成25年6月30日	地域コミュニティに関するアンケート（行政区長）	行政区長49人を対象に実施。 有効回収率 100%
平成25年11月9日～ 平成26年8月23日	町民まちづくり検討会（全4回）	各行政区から選出された代表者約100人で、地域の課題や将来像を検討し、各小学校区ごとに「地区振興計画」をまとめた。
平成26年12月15日	第1回宇美町共働のまちづくり推進委員会	共働のまちづくりの取組の概要説明。
平成27年1月14日	第2回宇美町共働のまちづくり推進委員会	共働の必要性、共働の効果などについて勉強会を実施。
平成27年2月18日	第3回宇美町共働のまちづくり推進委員会	宗像市吉武地区コミュニティ運営協議会の取組を視察。
平成27年3月18日	第4回宇美町共働のまちづくり推進委員会	宇美町の地域コミュニティについて、自由に意見を交換するワークショップを実施。
平成27年4月15日	第5回宇美町共働のまちづくり推進委員会	「宇美町地域コミュニティ推進計画」（素案）について審議。
平成27年5月20日	第6回宇美町共働のまちづくり推進委員会	「宇美町地域コミュニティ推進計画」（素案）について審議。
平成27年6月17日	第7回宇美町共働のまちづくり推進委員会	「宇美町地域コミュニティ推進計画」（素案）について審議。
平成27年7月1日～ 平成27年7月31日	パブリックコメント	意見 20件
平成27年8月19日	第8回宇美町共働のまちづくり推進委員会	パブリックコメントの実施結果及び「宇美町地域コミュニティ推進計画」概要版について審議。

共働のまちづくり推進委員会委員名簿

平成 27 年 5 月まで

氏名	性別	団体名及び役職
伊藤 隆司	男	公募
井上 豊久	男	福岡教育大学教授
川上 利香	女	NPO法人宇美こども子育てネット・う～みんな代表理事
古賀 ひろ子	女	宇美町商工会 女性部部长
小藺 雄一	男	宇美町消防団団長
徳永 博江	女	公募
福澤 葵	女	宇美町ボランティア「ひだまり」会長
藤中 拓弥	男	公募
安川 一馬	男	原田小学校区コミュニティ運営協議会会長
行實 大志	男	宇美町区長会会長

(50 音順、敬称略)

平成 27 年 6 月から

氏名	性別	団体名及び役職
伊藤 隆司	男	公募
井上 豊久	男	福岡教育大学教授
川上 利香	女	NPO法人宇美こども子育てネット・う～みんな代表理事
古賀 ひろ子	女	宇美町商工会 女性部部长
小藺 雄一	男	宇美町消防団団長
徳永 博江	女	公募
西山 和俊	男	宇美町区長会会長
安川 一馬	男	原田小学校区コミュニティ運営協議会会長

(50 音順、敬称略)

宇美町地域コミュニティ推進計画(素案)に関する 意見募集(パブリックコメント)結果公表

この度は、「宇美町地域コミュニティ推進計画(素案)」について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

意見募集(パブリックコメント)をした結果について、次のとおり取りまとめましたので公表します。今後、「宇美町地域コミュニティ推進計画」を広く町民の皆様を知っていただき、町民の皆様と共に、住んでよかった・住み続けたい宇美町を目指して地域コミュニティづくりを推進していきたいと考えています。町民の皆様のご協力を宜しくお願いします。

■意見募集(パブリックコメント)実施概要

(1) 内容	「宇美町地域コミュニティ推進計画(素案)」について、意見(パブリックコメント)を募集しました。
(2) 意見募集期間	平成27年7月1日(水)から平成27年7月31日(金)
(3) 意見提出対象者	町内在住、在勤・在学の方、事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
(4) 意見提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ①電子メール ②FAX ③郵送、持参 ④意見箱 <ul style="list-style-type: none"> ・宇美町役場総合案内 ・宇美町地域交流センター「うみ・みらい館」1階 町立図書館 ・宇美町健康福祉センター「うみハピネス」 ・ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」 ・宇美町働く婦人の家「し〜ず・うみ」
(5) 提出意見数	20 件 ①電子メール 10 件 ②FAX 7 件 ③郵送、持参 2 件 ④意見箱 1 件

宇美町地域コミュニティ推進計画

発行 平成27年10月

宇美町役場まちづくり課

TEL 092-934-2370 / Fax 092-934-2371

E-mail : machidukuri@town.umi.lg.jp